

議案才五九号

三朝町営住宅管理條例の一部を改正する條例について

三朝町営住宅管理條例(昭和三十四年三朝町條例才二〇号)の一部を別紙の
ように改正するものとす

昭和三十七年八月十一日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十七年八月十一日 原案可決

三朝町議會議長

矢田秀雄



三朝町営住宅管理条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅管理条例〔昭和三十四年三朝町条例第二〇号〕の一部を次のように改正する

第三条 五号中扶養親族一人につき「千円」とあるを「二千円」と改める

第四条中「一万六千円」とあるを「二万円」と改める

第五条、第三十三条中「一万六千円」とあるを「二万円」に「三万二千円」とあるを

「三万六千円」と改める

第六条 二項の一を次のように改める

「一種町営住宅に付しては当該入居者の収入が四万五千円をこえると決定された場合においては、四」と改める

「二種町営住宅に付しては当該入居者の収入が三万五千円をこえ四万五千円以下

であると決定された場合においては、三、四万五千円をこえると決定された

場合において「八」に改める

附 則

この条例は公布の日から起算して昭和三十七年七月一日より適用する